

鶴見区公告第 146 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年7月17日

横浜市鶴見区長 渋谷 治雄

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	国民健康保険料令和7年度1月期分督促状 (他令和7年度2月期分、令和7年度3月期分、令和8年 度4月期随時分、令和8年度5月期随時分)	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

鶴見区

伊波 龍矢郎

幣 成史

下条 真伍

MOH NUR KADAFI

川田 隼輔

原田 真太郎